

議案第22号

つくば市医療福祉費支給条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成25年2月22日

つくば市長 市原 健一

つくば市医療福祉費支給条例の一部を改正する条例

第1条中「小児」の次に「，少年」を加える。

第2条中第5号を第6号とし，第4号を第5号とし，第3号を第4号とし，第2号の次に次の1号を加える。

(3) 少年 満9歳に達する日以後の最初の4月1日から満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者をいう。

第3条中「小児」の次に「，少年」を加える。

第4条第2項中「同法」を「健康保険法」に改める。

第4条の2を削る。

第5条第1項各号列記以外の部分中「第4条」を「前条」に改め，同項第2号を削り，同項第3号中「第4条第5項」を「前条第5項」に改め，同号を同項第2号とし，同項第4号中「(昭和50年政令第207号)」を削り，同号を同項第3号とし，同条第4項中「及び小児の父母基準額」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は，平成25年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に行われた診療に係る医療福祉費の支給については，なお従前の例による。